

東京都公報

発行
東京都

目次

規 則

- 東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則……………（主税局税制部税制課）……………二
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局保健政策部疾病対策課）……………三
- 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課）……………四
- プール等取締条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局健康安全部環境保健衛生課）……………四
- 墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………五
- 水道法施行細則の一部を改正する規則……………（同）……………五
- 東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲用水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………五
- 東京都簡易水道事業等助成規則の一部を改正する規則……………（同）……………六
- 東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則……………（病院経営本部サービス推進部事業支援課）……………七
- 東京都農林水産業協同組合検査規則の一部を改正する規則……………（産業労働局農林水産部調整課）……………七
- 東京都農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則……………（産業労働局農林水産部農業振興課）……………七

告 示

- 特定計量器定期検査の実施（六件）……………（生活文化局計量検定所検査課）……………一〇
- 都市計画の変更（二件）……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）……………二
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）……………三
- 建築基準法による一団地の区域の認定取消……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）……………三
- 建築基準法による一団地の区域……………（同）……………三
- 建築基準法による一定の一団地の土地の区域……………（同）……………三
- 建築基準法による道路位置の指定の取消……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……………三
- 建築基準法による道路位置の指定……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……………三
- 建築基準法による道路の指定の取消……………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課）……………三
- 建築基準法による道路位置の指定……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……………三
- 建築基準法による道路位置の指定……………（同）……………四
- 建築基準法による一団地の区域……………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課）……………四
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………（住宅政策本部住宅企画部不動産課）……………四
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………（環境局総務部環境政策課）……………四
- 平成二十一年東京都告示第九百八十九号（東京都地球温暖化対策指針）の一部改正……………（環境局地球環境エネルギー部地域エネルギー課）……………八
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………八
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……………（同）……………九
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）……………九
- 車両制限令の規定に基づく通行車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路の指定等……………（建設局道路管理部路政課）……………三

○公有水面埋立工事のしゅん功認可……………(港湾局港湾経営部経営課)…三

規 則(教)

○東京都教育庁出張所設置等に関する規則の一部を改正する規則……………三

告 示(教)

○技能教育の連携措置に係る科目の指定解除……………三

○東京都指定文化財の指定解除……………三

告 示(選)

○政治団体の収支報告書の要旨(平成二十六年分)平成二十八年分……………三

○政治団体の収支報告書の要旨(平成二十九年分第六回)……………三

○政治団体の収支報告書の要旨(平成三十年分第六回)……………三

○政治団体の収支報告書の要旨(令和元年分第三回)……………三

○令和二年東京都選挙管理委員会告示第八十四号(資金管理団体の取消しの届出)の一部訂正……………三

○政治団体の届出……………三

○政治団体の届出事項の異動の届出……………三

○政治団体の解散の届出……………三

○資金管理団体の指定の届出……………三

○資金管理団体の届出事項の異動の届出……………三

○資金管理団体の取消しの届出……………三

規 則(公)

○東京都道路交通規則の一部を改正する規則……………三

告 示(公)

○技能検定員審査の実施……………三

○教習指導員審査の実施……………三

公 告

○認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………(生活文化局都民生活部管理法人課)…三

○開発行為に関する工事完了(七件)……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)…三

○東京都労働委員会あつせん員候補者の氏名等……………(東京都労働委員会)…三

雑 報

○東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正する規程……………(東京都職員共済組合)…三

○東京都職員共済組合印刷物取扱規程の一部を改正する規程……………(同)…三

○令和三年度事業計画及び予算の要旨……………(同)…三

正 誤

○令和三年三月三十一日付交通局規程第二十六号……………三

○令和三年三月三十一日付東京都水道局管理規程第十四号……………三

規 則

東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年四月九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百三十九号

東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都宿泊税条例施行規則(平成十四年東京都規則第百八十五号)の一部を次のように改正する。

に改正する。

別記第十三号の二様式3及び第十三号の四様式3中「及び記名押印」を「及びその氏名」に、「の記名押印」を「の氏名」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都宿泊税条例施行規則別記第十三号の二様式及び第十三号の四様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。
令和三年四月九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百四十号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則（平成七年東京都規則第百七十三号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中「㊸」を削り、「係長」を「課長代理」に改める。

別記第三号様式中「㊸」を削り、

「年 月 日生 男・女」を「年 月 日生」に改める。

別記第三号様式の二表中「㊸」を削り、「係長」を「課長代理」に改め、同様式中「あて先」を「宛先」に、「はり付けて」を「貼り付けて」に改める。

別記第三号様式の三表中「㊸」を削り、同様式中「あて先」を「宛先」に、「はり付けて」を「貼り付けて」に改める。

別記第三号様式の四中「㊸」を削り、

「年 月 日生 男・女」を「年 月 日生」に改める。

別記第三号様式の五及び第三号様式の六中「㊸」を削る。

別記第四号様式中「㊸」を削り、

「年 月 日生 男・女」を「年 月 日生」に改める。

別記第五号様式、第六号様式、第八号様式、第九号様式、第十二号様式、第十三号様式、第十五号様式及び第十六号様式中「㊸」を削る。

別記第十七号様式中

「年 月 日生 男・女」を「年 月 日生」に改める。

別記第十八号様式中「㊸」を削り、

「年齢 本人との続柄（親族のみ）」を「本人との続柄（親族のみ）」に改める。

別記第十九号様式中「㊸」を削る。

別記第二十号様式中「男・女」を削り、

「氏名（旧姓）」を「氏名（旧姓）」に改める。

別記第二十一号様式中「㊸」を削り、

「備考 ※の欄は、被爆者一般疾病医療機関以外の医療機関で受診した場合に記入してください。」

「備考 ※の欄は、被爆者一般疾病医療機関以外の医療機関で受診した場合に記入してください。」

「備考 ※の欄は、被爆者一般疾病医療機関以外の医療機関で受診した場合に記入してください。」

「備考 医療機関で記入してもらってください。」

「備考 領収証の添付がある場合は記入不要です。」

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の原子爆弾被爆者に対する援護に関する

る法律施行細則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年四月九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百四十一号

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式及び第三号様式中「㊦」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則別記第二号様式及び第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

プール等取締条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年四月九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百四十二号

プール等取締条例施行規則の一部を改正する規則

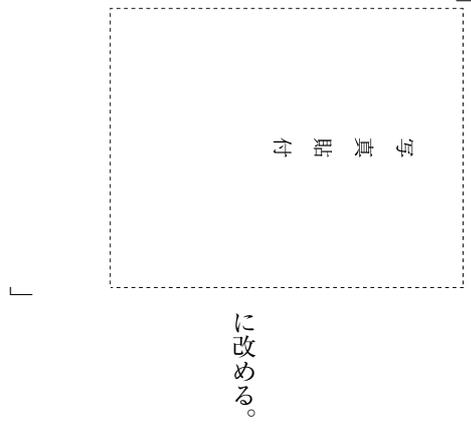
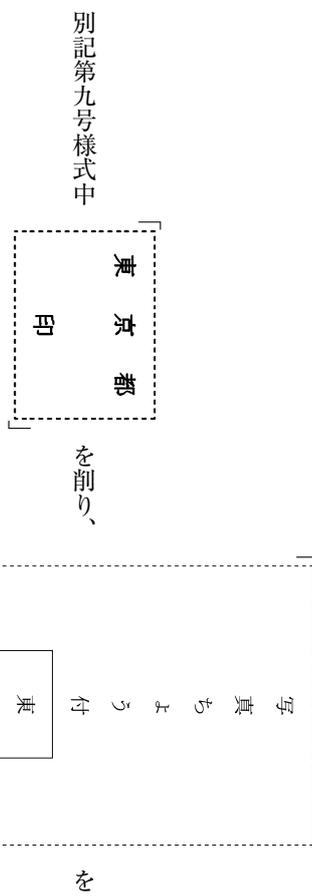
プール等取締条例施行規則(昭和五十年東京都規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号中「戸籍謄本」の下に「又は不動産登記規則(平成十七年法務省

令第十八号)第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

別記第三号様式(表中「㊦」を「東京都知事」に改める。

別記第四号様式中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。



附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前のプール等取締条例施行規則別記第三号様式、第四号様式及び第九号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年四月九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百四十三号

墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例施行規則（昭和六十年東京都規則第十七号）の一部を次のように改正する。
本則に次の一条を加える。

（委任）

第十九条 この規則に規定するもののほか、この規則の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

別記第一号様式及び第五号様式から第七号様式までの規定中

「**四**」を「**三**」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例施行規則別記第一号様式及び第五号様式から第七号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

水道法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年四月九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百四十四号

水道法施行細則の一部を改正する規則

水道法施行細則（平成十六年東京都規則第二百一十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 簡易専用水道（第二十三条・第二十四条）」を「第四章 簡易専用水道（第二十三条・第二十四条）」を
第五章 雑則（第二十五条）」に改める。

水道（第二十三条・第二十四条）

第二十五条）

第四章の次に次の一章を加える。

第五章 雑則

（委任）

第二十五条 この細則に定めるもののほか、この細則の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

別記第九号様式中「**四**」を削る。

別記第十号様式中「**四**」を削る。

別記第十二号様式から第十七号様式の五までの規定中「**三**」を削る。

別記第十九号様式から第二十一号様式までの規定中「**三**」を

「**二**」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の水道法施行細則別記第九号様式、第十号様式、第十二号様式から第十七号様式の五まで及び第十九号様式から第二十一号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年四月九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百四十五号

東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する

条例施行規則の一部を改正する規則

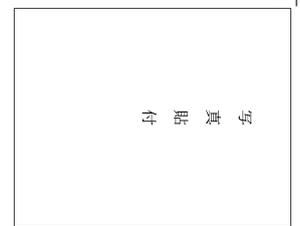
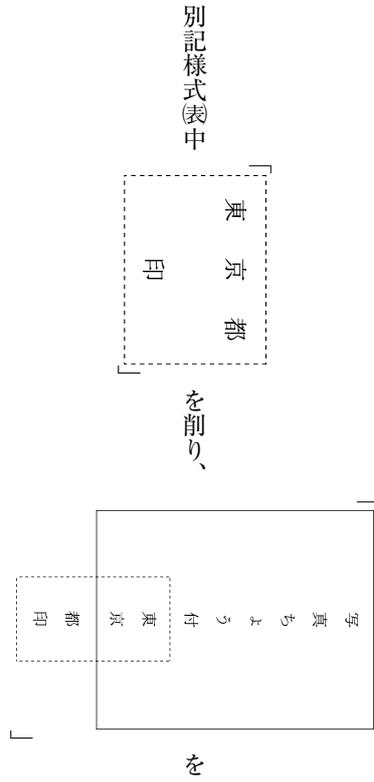
東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規

則(平成十四年東京都規則第二百九十三号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

(委任)

第七条 この規則に規定するもののほか、この規則の施行について必要な事項は、知事が別に定める。



附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都簡易水道事業等助成規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年四月九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百四十六号

東京都簡易水道事業等助成規則の一部を改正する規則

東京都簡易水道事業等助成規則(昭和三十三年東京都規則第四百十一号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

(委任)

第十三条 この規則に規定するもののほか、この規則の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。第十四条において同じ。)の検査又はこれらを組み合わせた方法により行う。

第十一条の見出し中「交付及び提示」を「提示及び検査通告書の交付」に改め、同条第二項中「組合等」を「理事(区市町村にあつては区市町村長、受託者にあつては監事等以外の役員。以下同じ。)その他」に、「提示して検査を行う旨を告げるものとする」を「提示するとともに、当該検査に係る検査通告書(別記第三号様式)を交付しなければならぬ」に改める。

第十二条第一項中「検査」を「現物検査」に改め、「農業共済組合については」及び「、区市町村については区市町村の長(以下「区市町村長」という。))その他の責任者一人以上」を削り、同条第二項中「監査委員」の下に「、受託者にあつては監事等(第十六条において「監事」と総称する。))」を加える。

第十六条中「農業共済組合にあつては理事又は監事及び」を「理事及び監事又は」に改め、「、区市町村にあつては区市町村長又は監査委員及びその他の責任者」及び「口頭により」を削り、「理事若しくは監事又は区市町村長若しくは監査委員」を「理事及び監事」に改める。

第十七条第二項中「農業共済組合にあつては」及び「、区市町村にあつては区市町村長に」を削り、同条第三項中「(区市町村にあつては)」を「又は」に、「指示」を「指示」に改め、「農業共済組合の」及び「又は区市町村長」を削り、同条第四項中「とともに、前項の報告書には、農業共済組合にあつては理事が連署し、区市町村にあつては区市町村長が署名する」を削る。

別記第一号様式を次のように改める。

別記
第一号様式(第1条関係)

号
月
日

検
査
命
令
書

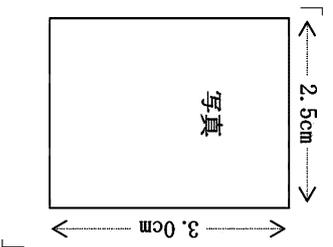
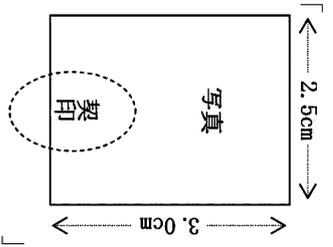
職
名
氏
名

検査責任者

農業共済組合
区市町村に対する農業保険法第209条第2項の検査を命ずる。
第1項
第3項
受託者

東京都知事

別記第二号様式(表中)
知事
次の一様式を加える。



「契印」を「東京都知事

」に改め、同様式の次に

第3号様式(第11条関係)

第 号
年 月 日

東京都知事

検査の実施について

第1項
農業保険法第209条第2項の規定に基づき、下記のとおり検査を実施するの
第3項
で通知します。

記

- 1 検査日程
- 2 検査講習日
- 3 検査基準日
- 4 検査の範囲
- 5 検査員氏名

附則
この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第六百五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和三年四月九日

東京都計量検定所長 戸澤 互

一 検査地域 檜原村

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和三年五月二十七日及び同月二十八日

四 検査場所 (一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) (一)のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会

検査機関
の名称

●東京都告示第六百六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和三年四月九日

東京都計量検定所長 戸澤 互

一 検査地域 日の出町

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和三年六月一日から同月三日まで

四 検査場所 (一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) (一)のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会

検査機関
の名称

●東京都告示第六百七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和三年四月九日

東京都計量検定所長 戸澤 互

一 検査地域 あきる野市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和三年五月二十七日から同年六月十八日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所 (一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、東京都

計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(一)のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関の名称
一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第六百八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和三年四月九日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

- 一 検査地域 大島町、利島村、新島村及び神津島村
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 令和三年五月十日から同月十四日まで
- 四 検査場所 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所
- 五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第六百九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和三年四月九日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

- 一 検査地域 瑞穂町
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 令和三年五月十八日から同月二十八日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）
- 四 検査場所 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所
- 五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第六百十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を

次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和三年四月九日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

- 一 検査地域 奥多摩町
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 令和三年五月二十七日から同年六月二日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）
- 四 検査場所 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所
- 五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第六百十一号

東京都国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七十号）第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、令和三年三月二十五日付けで同法第九条第二項において準用する同法第八条第七項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都市計画都市再生特別地区の変更がされたものとみなされたので、都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一

項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和三年四月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画都 変更する部分

市再生特別地区 (大手町地区) 千代田区大手町一丁目及び大手町二丁目並びに中央区八重洲一丁目各地内

二 関係図書の縦覧 東京都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 (東京都庁第二本庁舎十階北側)

●東京都告示第六百二十二号

東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、令和三年三月二十五日付けで同法第九条第二項において準用する同法第八条第七項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都市計画都市再生特別地区の変更がされたものとみなされたので、都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和三年四月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域 東京都市計画都 追加する部分

市再生特別地区 (新宿駅西口地区) 新宿区新宿三丁目及び西新宿一丁目各地内

二 関係図書の縦覧 東京都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 (東京都庁第二本庁舎十階北側)

●東京都告示第六百十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十六年東京都告示第十五号東京都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年四月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 杉並区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画緑地事業第八十六号萩窪二丁目緑地
- 三 事業施行期間 平成二十六年二月六日から令和九年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分

平成二十六年東京都告示第十五号、平成二十八年東京都告示第二百二十号、平成三十年東京都告示第二百七十八号の事業地のうち、杉並区萩窪二丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分 変更なし

●東京都告示第六百十四号

平成三十一年東京都告示第二百九十八号により告示した一団地等の区域について、建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しをしたので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年四月九日

東京都知事 小 池 百合子

認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年月日 認定を取り消した区域の地名地番 取消年月日

大田区蒲田本町一丁目四番二十一、同 令和三年三月四番三十一、同番三十三、同番三十四、同番三十八及び同番五十 日

●東京都告示第六百十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和三年四月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日 対象区域の地名地番 認定年月日
- 二 認定計画書の縦覧場所 東京都市整備局市街地建築部建築指導課 (東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第六百十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和三年四月九日

東京都知事 小池百合子

一 対象区域の地名番及び認定年月日

対象区域の地名番 認定年月日

大田区蒲田本町一丁目四番二十一、令和三年三月四日
同番三十一、同番三十八及び同番五

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第六百十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年四月九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井勉

取消しに係る道路の種類 取消年月日 取消しに係る道路の位置及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 令和三年三 福生市加美平 延長

第一項第五号 月四日 一丁目二十八番七の一部 幅員 二四・七五 四・〇〇

●東京都告示第六百十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年四月九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井勉

指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 令和三年三 狛江市岩戸北 延長
第一項第五号 月五日 二丁目千三百二十二番五及 幅員 二一・六〇
道路 び同番十一の 各一部並びに 五・〇〇
同番十二

●東京都告示第六百十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年四月九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井勉

取消しに係る道路の種類 取消年月日 取消しに係る道路の位置及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 令和三年三 次に掲げる地番の全部 延長 九〇・四七
第二項の規定 月八日 部 幅員 四・〇〇

- (一) 次に掲げる地番の全部 小金井市前原町三丁目千六百五番四地先、千六百四十一番二、千六百五十二番三、同番四、千六百五十四番二、千六百五十五番三、同番六及び同番七
- (二) 次に掲げる地番の一部 小金井市前原町三丁目千六百四十番一、同番二、千六百四十一番一、千六百五十二番一、同番二、千六百五十四番一、千六百五十五番一、同番十及び同番十一

●東京都告示第六百二十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年四月九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

取消しに係る道路の種類 取消年月日 取消しに係る道路の位置

メートル

法第四十二条第一項第五号の規定による道路 小金井市前原町三丁目千六百四十八番三から同番六まで、千六百五十一番二、同番三、千六百五十二番一、同番二、千六百五十三番及び千六百五十四番一の各一部

●東京都告示第六百二十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年四月九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の位置

メートル

法第四十二条第一項第五号の規定による道路 小金井市前原町三丁目千六百四十八番三から同番六まで、千六百五十一番二、同番三、千六百五十二番一、同番二、千六百五十三番及び千六百五十四番一の各一部

●東京都告示第六百二十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和三年四月九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

清瀬市梅園一丁目六百十七番一、同番五及び同番七 令和三年三月十一日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(小平市花小金井一丁目六番二十号)

●東京都告示第六百二十三号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和三年四月九日

東京都知事 小池 百合子

一日時 令和三年四月十九日 午後一時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部住宅企画部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 名称 昭栄不動産

(二) 代表者氏名 木原 孝明

(三) 主たる事務所の所在地 葛飾区堀切五丁目二十二番一号

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第三二〇〇六号

(五) 免許年月日 平成三十年二月十八日

●東京都告示第六百二十四号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十八条の規定に基づき、(仮称)赤坂二・六丁目地区開発計画について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事

業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

令和三年四月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

港区

元赤坂一丁目、元赤坂二丁目、赤坂一丁目、赤坂二丁目、赤坂三丁目、赤坂四丁目、赤坂五丁目、赤坂六丁目、赤坂七丁目、赤坂八丁目、赤坂九丁目、六本木一丁目、六本木二丁目、六本木三丁目、六本木四丁目及び虎ノ門二丁目の区域

千代田 紀尾井町、平河町二丁目、永田町一丁目、永田町二丁目及び霞が関三丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三菱地所株式会社

執行役社長 吉田 淳一

千代田区大手町一丁目一番一号

株式会社TBSホールディングス

代表取締役社長 佐々木 卓

港区赤坂五丁目三番六号

三 対象事業の名称及び種類

(仮称) 赤坂二・六丁目地区開発計画

高層建築物の新築

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、港区赤坂二丁目及び六丁目に業務、商業、ホテル、劇場等を含む高層建築物等を建設するものであり、計画地は、条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域(特定地域)」に位置している。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境及び景観について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

令和三年四月九日から同年五月十日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

千代田区環境まちづくり部環境政策課

千代田区九段南一丁目二番一号

東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参、郵送又は電子メール

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)
イ 対象事業の名称
ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和三年五月二十四日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

イ 電子メール

送付先、件名等は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessme>

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessme/reading_guide/index.html

別記（原文のまま記載）

環境に及ぼす影響の評価の結論

本事業は、「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域（特定の地域）」における「高層建築物の新築」に該当するため、「東京都環境影響評価条例施行規則」（昭和56年8月東京都規則第134号）第54条に定める環境影響評価の項目の中から、地域の概況及び知覚事業における行為・要因を考慮し、選定した項目について現況調査を行い、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測及び評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(4)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>《工事の施行中》</p> <p>【建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.064ppmであり、環境基準(0.04ppm)から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)を上回る。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は51.2%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.053mg/m³であり、環境基準(0.10mg/m³以下)以下である。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は18.3%である。</p> <p>なお、工事の施行中は、建設機械の稼働による寄与率を少なくするため、可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を採用するように努めるとともに、建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働を図るよう努める。また、建設機械の待機時のアイドリングストップの励行を徹底する。</p> <p>以上のことから、建設機械の稼働による寄与率は大きいですが、上記のような環境保全のための措置を徹底することにより、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は低減されると考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.042ppmであり、環境基準(0.04ppm)から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)以下である。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は1.0～2.5%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.041mg/m³であり、環境基準(0.10mg/m³以下)以下である。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は0.1～0.2%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.041mg/m³であり、環境基準(0.10mg/m³以下)以下である。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満である。</p> <p>以上のことから、関連車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>《工事の完了後》</p> <p>【駐車場の供用に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.042ppmであり、環境基準(0.04ppm)から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)以下である。また、駐車場の供用に伴う寄与率は1.6%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.041mg/m³であり、環境基準(0.10mg/m³以下)以下である。また、駐車場の供用に伴う寄与率は0.1%未満である。</p> <p>なお、駐車場内にアイドリングストップの看板等を設置するなど、アイドリングストップの周知を図る。</p> <p>以上のことから、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は環境基準を下回り、さらに、上記のような環境保全のための措置を徹底することにより、駐車場の供用に伴う大気質への影響は、より一層低減されると考える。</p>
2. 騒音・振動	<p>《工事の施行中》</p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動】 建設作業の騒音レベル(L_{eq})の敷地境界での予測結果は、解体工事で82dB、山留工事で78dB、杭・構真柱工事で77dB、土工事で79dBとなり、「騒音規制法」(昭和43年6月 法律第98号)に基づく特定建設作業に係る騒音の規制基準(85dB)及び「住民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年12月 東京都条例第215号)(以下「環境確保条例」という。)に基づく指定建設作業に係る騒音の催告基準(80dB)または85dBを下回る。</p> <p>建設作業の振動レベル(L_v)の敷地境界での予測結果は、解体工事で57dB、山留工事で68dB、杭・構真柱工事で66dB、土工事で63dBであり、「振動規制法」(昭和51年6月 法律第64号)に基づく特定建設作業に係る振動の規制基準(75dB)及び「環境確保条例」に基づく指定建設作業に係る振動の催告基準(75dB)または70dBを下回る。</p> <p>なお、工事の施行中は、建設作業騒音及び建設作業振動を極力小さくするため、工事工程の平準化及び建設機械の効率化などにより、建設機械の稼働に伴う影響のさらなる低減に努める。</p> <p>以上のことから、建設作業騒音レベル(L_{eq})、建設作業振動レベル(L_v)は催告基準を下回り、さらに、上記のような環境保全のための措置を徹底することにより、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音及び建設作業振動の影響は低減されると考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動】 道路交通の騒音レベル(L_{eq})は昼間で65～67dB、夜間で60～64dBであり、環境基準を下回る。また、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加は昼間で1～2dB、夜間で1未満～1dBである。</p> <p>道路交通の振動レベル(L_v)は、昼間で45～53dB、夜間で43～51dBであり、「環境確保条例」に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準を下回る。工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加は、昼間で2～3dB、夜間で1～3dBである。</p> <p>なお、工事の施行中は、適切な車両の運行管理により、工事用車両の集中化を避けよう努める等により、道路交通騒音及び道路交通振動による影響の低減に努める。</p> <p>以上のことから、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音及び道路交通振動の影響は小さいと考える。</p>